

伊那市の金額別契約方式

	0	50万円	130万円	500万円
建設工事	← 随意契約(少額) →		← 一般競争入札(条件付) →	
建設コンサル ルタント業務	← 随意契約 (少額) →	← 指名競争入札 →		← 一般競争入札(条件付) →
共通	← 場合により(特命)随意契約 →			

## 契約の方法について

地方自治法、伊那市財務規則の規定では、契約は一般競争入札に付することを原則とし、政令で定める特定の場合に指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができるとされている。

### 1 契約の種類

#### (1) 一般競争入札

契約に関して必要とする条件を一般に公告し、不特定多数の者を募集して、入札による申込みをさせる方法により競争を行い、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した入札者と契約を締結する方式をいう。

##### ・条件（制限）付一般競争入札

入札に参加条件を付する一般競争入札をいう。登録名簿の業種・等級、住所、技術者などが参加条件となる。参加条件の審査を入札前に行う事前審査型と、入札後に行う事後審査型がある。

予定価格、制限の範囲内で、最低価格の入札者が落札者となる。

基準価格を下回る入札について低入札調査を行い、契約に適合した履行ができないと認めた場合はその入札を失格とする低入札調査制度や、基準価格を下回る入札を失格とする最低制限価格制度を取り入れている地方公共団体もある。

##### ・総合評価方式一般競争入札

入札価格と価格以外の要素（工事成績、除雪契約実績など）を点数化し、その点数で落札者を決める方式。その他の手続きは上記と同様。

#### (2) 指名競争入札

登録名簿から、資力、信用その他について適当と認める特定多数の競争参加者を選んで指名し、入札の方法により競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した入札者と契約を締結する方式をいう。

殆どの地方公共団体が、公表された発注標準により業者選定を行っている。  
(指名競争入札によることができる場合)

- ・工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質目的が一般競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条第1号）
- ・その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき（地方自治法施行令第167条第2号）
- ・一般競争に付することが不利と認められるとき（地方自治法施行令第167条第3号）

#### (3) 随意契約

2通りある。詳細は別紙のとおり。

##### ・少額随意契約

複数の業者から見積書を徴し、競争性のある「見積合わせ」により契約業者を決定する。

##### ・特命随意契約

契約の相手先が特定される場合である。

なおこの他に、随意契約の1方式として次の方式がある。

##### ・プロポーザル方式

審査の方法・基準、審査員を決め、業務に係る提案を業者に求め、総合的な評価（審査）により業者を特定する方式。特定後、随意契約に移る。

## 随意契約の基本事項について

### 1 随意契約とは

(1) 入札の方法によらず、任意に特定の者を選び、市にとって最も有利な相手方を採用し契約する方法。

実務面では、原則として複数の者から見積書を提出させ、その中から予定価格の制限の範囲内で最低の価格(売払い契約の場合は最高の価格)をもって申込みをした者を契約の相手方としている。

(2) 履行可能な者が特定の者に限られるなど一定の理由がある場合については、当該特定の者を契約の相手方とする特命随契を行うことが可能。

(3) 随意契約には、競争入札することが非効率・不経済の場合や、競争の結果不調となった場合に随意契約に移行するなど競争入札を補完する面もある。

### 2 随意契約できる場合（法令で定められている）

「少額」による随意契約と、「特命」による随意契約がある。

#### (1) 「少額」

随意契約によることができる額（伊那市財務規則第118条）

（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額）

ア 工事又は製造の請負	130万円
イ 財産の買い入れ	80万円
ウ 物件の借り入れ	40万円
エ 財産の売り払い	30万円
オ 物件の貸し付け	30万円
カ 上記以外	50万円

#### (2) 「特命」（概要）

地方自治法施行令第167条の2第1項

第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第3号 障害者支援施設等において製作された物品を規則で定める手続きによって購入する契約、障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等から役務の提供を受ける契約をするとき。

第4号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、地方公共団体の規則で定める手続きにより買い入れるとき。

第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

第6号 競争入札に付することか不利と認められるとき。

第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

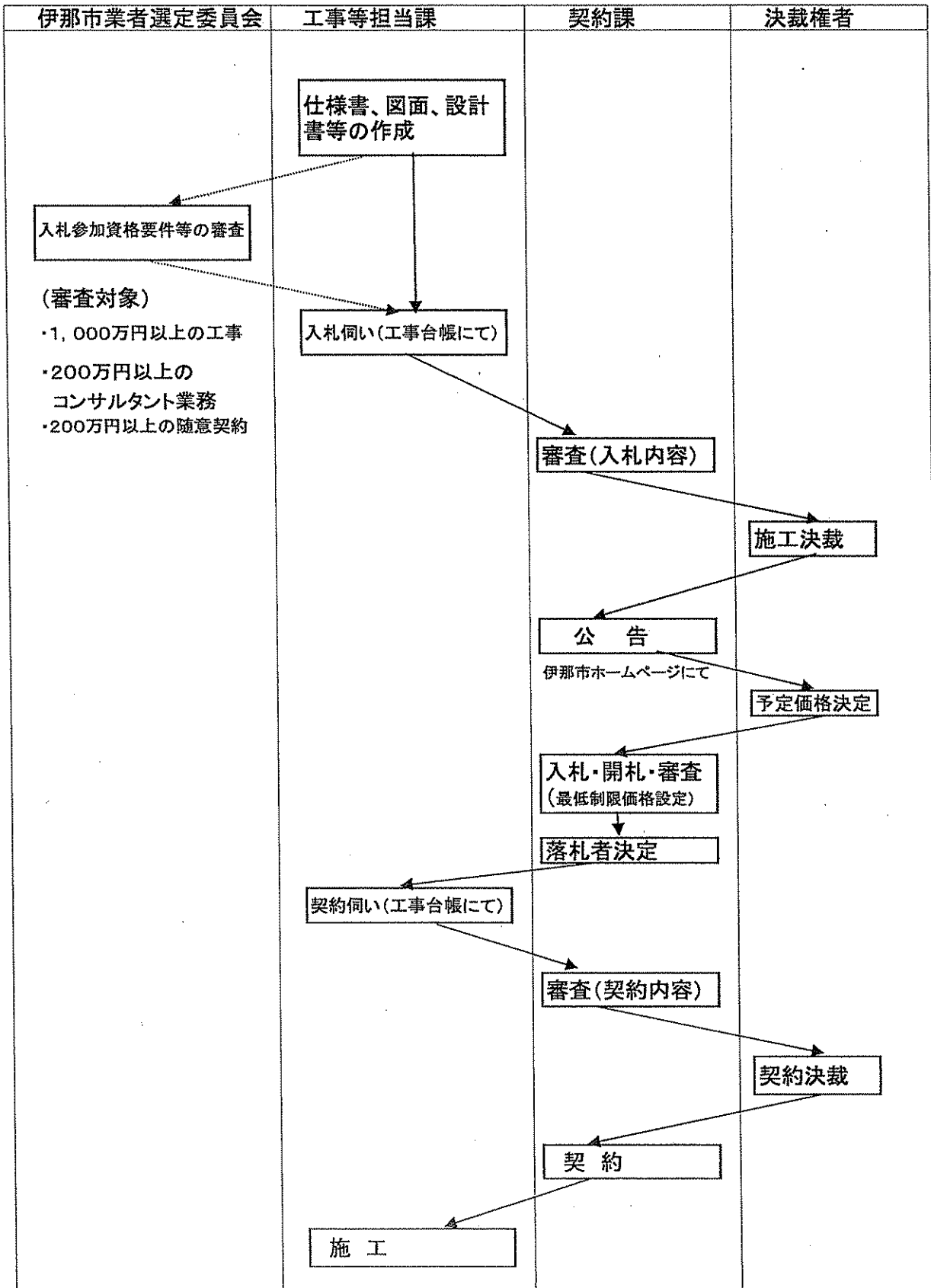
第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

第9号 落札者が契約を締結しないとき。

市町村合併後の伊那市の主な入札制度改正

	実施事項	開始時期
1	<b>入札情報の公開</b> 伊那市公式ホームページでの入札結果、入札予定、入札参加資格者名簿等	H18年4月
2	<b>指名競争入札でのCDやインターネットの利用</b> 見積もり用資料をデジタル化して送付することにより一般競争入札の導入準備を行う。	H18年8月
3	<b>支店の本店扱い実施</b> 市内支店であっても、30年以上経過するなどの条件を満たせば本店扱いとする。	H19年4月
4	<b>一般競争入札の導入</b> 設計金額 3,000 万円以上の工事を対象とし、試行実施。工事費内訳書の添付を求めることとした。	H19年8月
5	<b>前金払い制度の拡充</b> 前金払いを行う対象工事等を、500 万円から 300 万円とし、支払い割合を契約金額の3割から4割とした。	H20年4月
6	<b>一般競争入札の対象の拡大</b> 工事は原則全て（130 万円超）、建設コンサルタント等の業務は 500 万円以上を対象とする。	H20年4月
7	<b>工事成績評定制度導入</b> 工事の品質確保を目的とし、1,000 万円以上の工事を対象とする。	H20年7月
8	<b>最低制限価格制度の導入</b> 極端な安値受注による品質悪化等を防ぐため、原則として全ての入札に適用する。	H21年2月
9	<b>総合評価落札方式の導入</b>	H22年 (予定)

伊那市の一般競争入札の手続き



等級別落札率(単純平均)

伊那市契約課取扱分

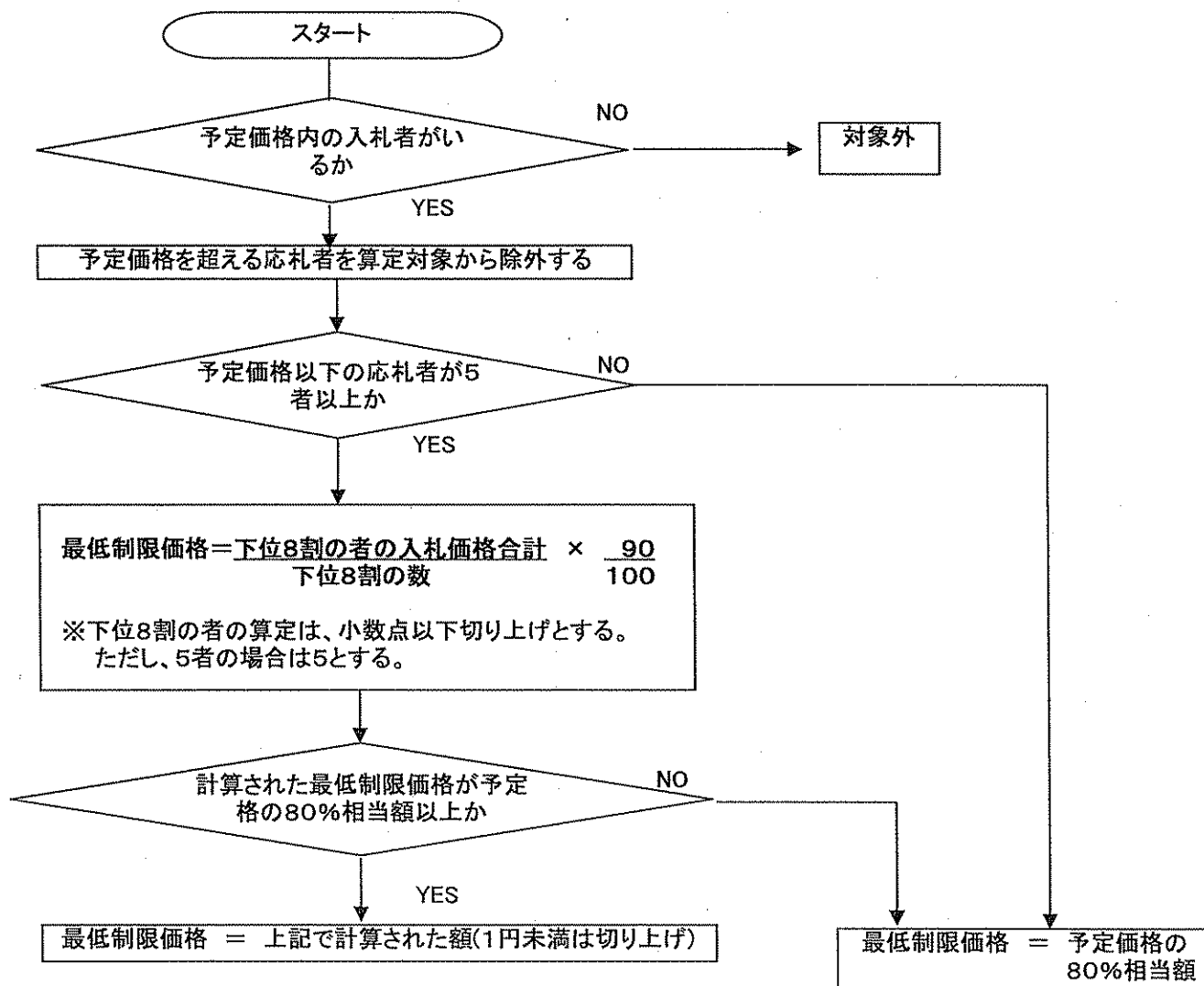
区分	業種	等級	20年度(2月末日現在)		19年度		18年度		17年度	
			件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
建設工事	土木	A	21	82.4	44	90.0	75	94.7	37	96.7
		B	23	88.8	39	93.6	49	94.5	30	95.4
		C	23	86.7	29	88.7	38	85.5	23	92.7
		D	16	85.8	20	89.8	34	92.5	22	95.0
		E	12	92.7	20	93.6	42	94.0	22	91.3
		F	2	94.1	1	98.0	2	94.2	0	0.0
		その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	97.0
		計	97	87.0	153	91.1	240	92.8	135	94.6
	建築	A	5	89.6	8	96.7	9	97.0	6	97.6
		B	2	96.0	0	0.0	4	95.5	4	95.7
		C	1	94.5	3	92.5	5	95.9	0	0.0
		D	2	83.5	4	96.4	2	96.7	0	0.0
		E	1	70.7	4	86.2	0	0.0	0	0.0
		F	0	0.0	0	0.0	1	91.1	0	0.0
		その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計	11	88.4	19	93.7	21	96.1	10	96.8
	とび・土工・コンクリート	A	2	65.7	11	68.2	3	94.9	1	97.0
		B	0	0.0	3	88.8	1	59.4	0	0.0
		C	2	87.7	6	90.5	0	0.0	0	0.0
		その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	86.0
		計	4	76.7	20	78.0	4	86.0	3	89.6
	電気	A	1	90.3	7	86.5	9	91.4	1	95.1
		B	5	91.4	2	93.8	2	97.5	0	0.0
		C	2	96.8	1	89.1	1	93.4	0	0.0
		その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計	8	92.6	10	88.2	12	92.5	1	95.1
	管工事	A	9	91.5	14	94.0	22	96.0	25	95.8
		B	9	92.2	9	95.6	11	95.2	10	96.1
		C	18	91.8	41	92.3	41	93.1	42	95.5
F		0	0.0	6	93.5	7	96.9	1	94.5	
その他		0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	93.8	
計		36	91.9	70	93.2	81	94.5	84	95.5	
舗装	A	19	92.1	31	93.2	35	91.7	39	93.6	
	B	9	90.6	12	93.4	4	88.5	1	91.8	
	C	5	93.5	6	92.3	7	89.6	6	92.9	
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	計	33	91.9	49	93.1	46	91.1	46	93.5	
その他		6	92.3	12	92.6	9	90.5	17	88.9	
計		195	89.0	333	91.2	413	92.9	296	94.4	

建設コンサルタント	測量	10	79.6	25	70.2	20	77.1	15	85.3
	建築	27	84.0	17	88.5	27	93.6	11	90.0
	建設	13	58.5	15	77.9	29	80.3	22	87.7
	地質	1	66.5	5	92.0	3	85.5	3	96.0
	補償	2	47.0	3	74.7	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	0	0.0	1	99.1	0	0.0
	計	53	75.0	65	78.7	80	84.4	51	88.0

合計	248	85.9	398	89.1	493	91.5	347	93.4
----	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------

# 建設工事の「最低制限価格」の算定フロー

※原則全ての競争入札に適用します。



## 〔算定例〕

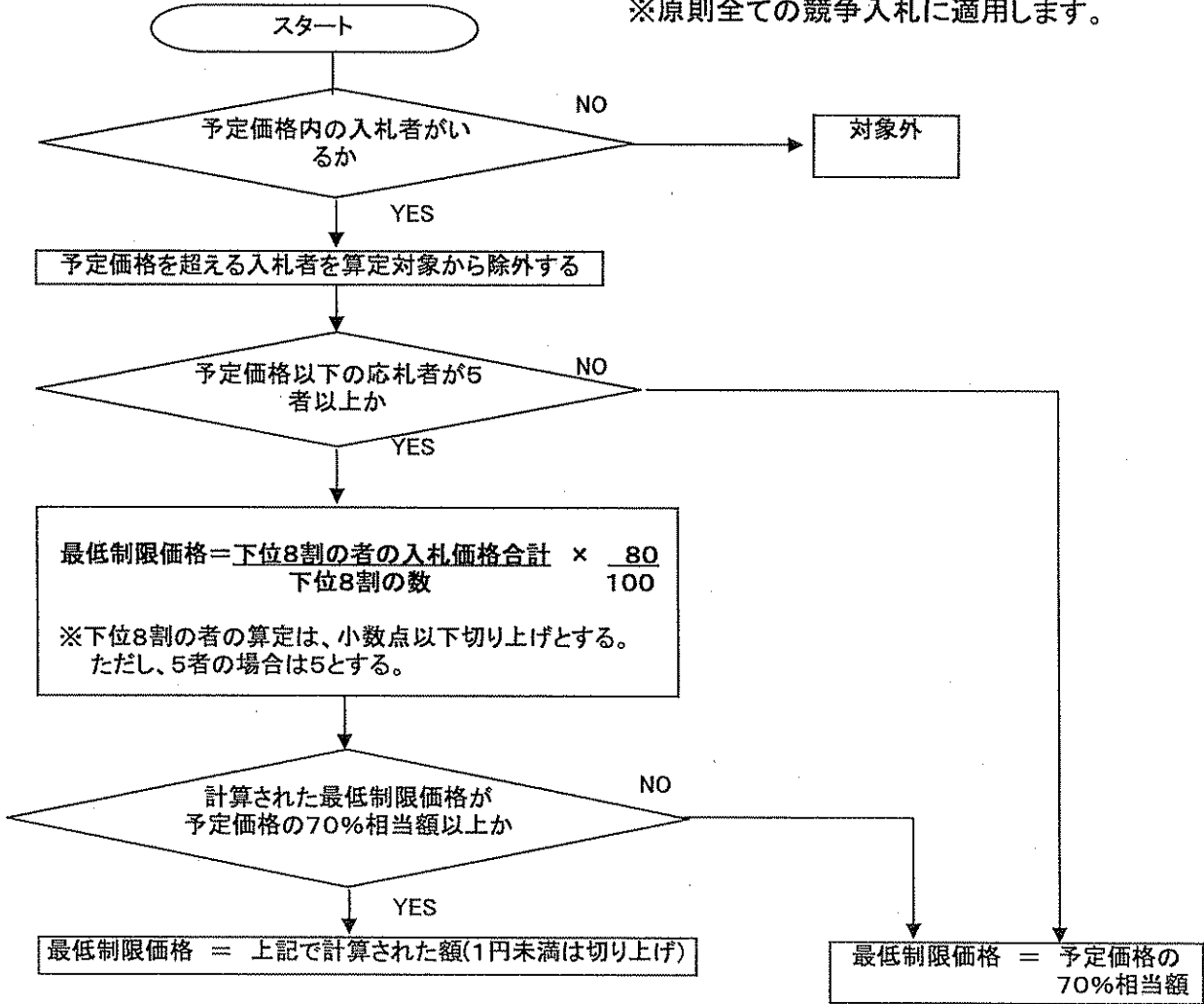
工事名	平成20年度 ○○ 工事
予定価格	35,200,000 (消費税抜き)

〈入札経過〉 (単位: 千円)

	入札者名	入札価格	入札率	
(失格) 1	A社	27,700	78.7%	<div style="text-align: right;">                     予定価格の80%の価格 28,160                 </div> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     計算値と予定価格80%を比較 最低制限価格の決定                 </div> <div style="text-align: right;">                     下位の8割 10者 29,131.2                 </div> <div style="text-align: right;">                     10者平均の90%の価格 29,131.2千円が最低制限価格となり、C社が落札候補者となる。                 </div>
(失格) 2	B社	28,500	81.0%	
3	C社	30,800	87.5%	
4	D社	32,550	92.5%	
5	E社	33,670	95.7%	
6	F社	33,800	96.0%	
7	G社	33,950	96.4%	
8	H社	34,000	96.6%	
9	I社	34,350	97.6%	
10	J社	34,360	97.6%	
11	K社	34,380	97.7%	
12	L社	34,400	97.7%	

# コンサルタント業務の「最低制限価格」の算定フロー

※原則全ての競争入札に適用します。

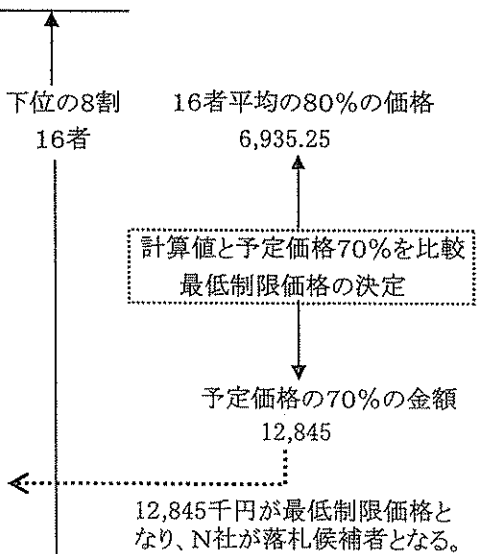


## 〔算定例〕

工事(業務)名	〇〇設計業務委託
予定価格	18,350,000 (消費税抜き)

<入札経過> (単位:千円)

	入札者名	入札価格	入札率
(失格) 1	A社	4,450	24.3%
(失格) 2	B社	4,470	24.4%
(失格) 3	C社	4,700	25.6%
(失格) 4	D社	5,090	27.7%
(失格) 5	E社	5,900	32.2%
(失格) 6	F社	6,000	32.7%
(失格) 7	G社	7,000	38.1%
(失格) 8	H社	7,900	43.1%
(失格) 9	I社	8,800	48.0%
(失格) 10	J社	9,500	51.8%
(失格) 11	K社	10,000	54.5%
(失格) 12	L社	10,960	59.7%
(失格) 13	M社	12,790	69.7%
14	N社	13,600	74.1%
15	O社	13,650	74.4%
16	P社	13,895	75.7%
17	Q社	15,000	81.7%
18	R社	15,250	83.1%
19	S社	16,650	90.7%





伊那市 工事発注標準

土木一式工事

一般土木工事

単位:万円

区分	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000	~
A											▶
B					◀						
C				◀			▶				
D			◀		▶						
E	◀										
F	◀										

下水道工事

区分	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000	~
A											▶
B					◀						
C				◀			▶				
D		◀			▶						
E	◀										
F	◀										

管工事

上水道本管工事

区分	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000	~
A											▶
B					◀			▶			
C				◀			▶				
F	◀										

舗装工事

舗装

区分	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000	~
A											▶
B	◀										
C	◀										
F	◀										

とび・土工・コンクリート工事

区分	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000	~
A											▶
B		◀									
C	◀										
F	◀										

建築一式工事

等級	500	1000	2000	4000	5000	6000	7000	8000	9000	10000	~
A					◀						▶
B			◀							▶	
C		◀			▶						
D	◀			▶							
E	◀	▶									
F	◀	▶									

電気・電気通信工事

区分	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000	~
A					◀						▶
B	◀										
C	◀										
F	◀										

その他工事

区分	100	200	300	500	1000	1500	2000	3000	4000	5000	~
A					◀						▶
B	◀										
C	◀										
F	◀										